

愛川町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

= 目 次 =

第1章 はじめに（総論）

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	行動計画の作成	2

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1	対策の目的	4
2	対策の基本的な考え方	5
3	対策実施上の留意点	6
4	発生時の被害想定等	7
5	対策推進のための役割分担	9
6	町行動計画の主要6項目	12
	（1）実施体制	12
	（2）情報の収集・提供・共有	15
	（3）予防・まん延防止	16
	（4）予防接種	17
	（5）医療	18
	（6）町民生活及び地域経済の安定の確保	19
7	行動計画実施上の留意点	20
8	発生段階	20
	発生段階における状態と国・県・町各行動計画の対応表	21

第3章 各段階における対策

1	未発生期	22
2	海外発生期	27
3	県内未発生期	31
4	県内発生早期	37
5	県内感染期（感染拡大～まん延～減少）	42
6	小康期	48
	各段階における町の推進体制及び主な対応一覧	52

<別添>

	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	52
--	---------------------------	----

<参考資料>

1	用語の解説	55
2	神奈川県内の感染症指定医療機関	60
3	神奈川県衛生研究所、厚木保健福祉事務所	61
4	特定接種の対象となり得る地方公務員	62

第1章 はじめに（総論）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ（⇒用語解説 P57）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス（⇒用語解説 P55）とはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）（⇒用語解説 P59）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症（⇒用語解説 P57）の中にも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理に関わる重要な課題として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性（⇒用語解説 P59）が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関（⇒用語解説 P56）、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策として、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたこと

を受け、平成21年（2009年）2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）（⇒用語解説 P57）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患^{りかん}したと推計された。入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率（⇒用語解説 P57）は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を平成25年（2013年）6月7日に作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

また、神奈川県は、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、平成25年（2013年）8月26日に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を作成した。

県行動計画は、神奈川県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものである。

本町では、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、平成21年（2009年）5月に策定した「愛川町新型インフルエンザ対策行動計画」を見直し、ここに「愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を作成する。

町行動計画は、愛川町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する措置等を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※新型インフルエンザには、感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザ（⇒用語解説 P56）を含む。

今後、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、見直す必要がある場合は、適時適切に町行動計画の見直しを行うものとする。

また、町の機構改革等により、部課等の名称に変更があった場合は、その記載部分を新たな部課等の名称に読み替えるものとする。

なお、鳥から人へ感染した鳥インフルエンザ（⇒用語解説 P58）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、町行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、神奈川県、そして本町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが罹患するとしても、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供が可能な容量（キャパシティ）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

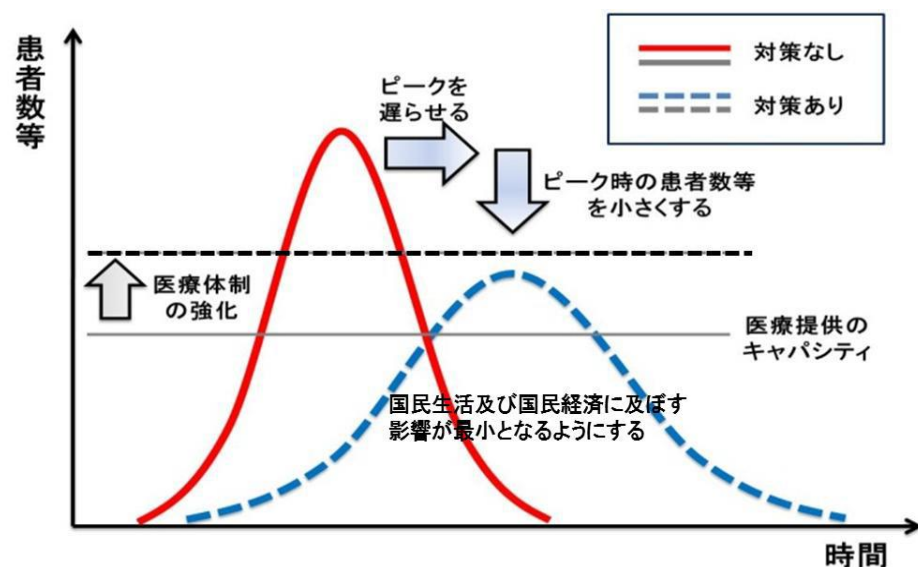
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行の最盛期を遅らせ、医療体制の整備やワクチン（⇒用語解説 P59）を製造するための時間を確保する。
- ・ 流行の最盛期の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、別の対策を実施する必要性が生じた際に柔軟な対応ができなくなるなどのリスクを背負うことになりかねない。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性に応じたさまざまな状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見や国、県、近隣市町村の対策も視野に入れながら、本町の地理的な条件、人口分布、交通機関等の状況、医療体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。具体的な対策については、「第3章 各段階における対策」に記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、実行可能性及び対策そのものが町民生活や町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

<対策の柱>

- ① 発生前の段階では、予防接種体制の構築、町民に対する啓発、事業継続計画の策定、火葬・埋葬を円滑に行うための体制整備、県や他市町村等との連携など、発生に備えた準備を周到に行う。
- ② 国外で新型インフルエンザ等が発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として、迅速な対策を実施する。
- ③ 国内の発生当初の段階では、適切な情報提供や、県が病原性に応じて行う不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限等の措置に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- ④ 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
- ⑤ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- ⑥ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村、事業者等は相互に連

携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力をする必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが予想される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

- ⑦ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県や関係機関と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請を始めとした接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬（⇒用語解説 P56）等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行う必要がある。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザへの対策が基本となる。

特に、治療薬やワクチンがない可能性の高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生したときには、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点に注意する。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、風評被害や差別等につながることのないよう十分な配慮をする。

また、県が行う措置等（医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請など）の実施への協力に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも必ずこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（3）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、町域における新型インフルエンザ等対策に関する総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

（4）記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

（1）発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率（⇒用語解説 P58）となり、甚大な健康被害を引き起こすことが懸念される。

町行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るとい

うことを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など、多くの要因に左右されるため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国及び県では、それぞれの行動計画の作成に際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率（⇒用語解説 P58）については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国及び県が推計した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

なお、この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

＜愛川町の新型インフルエンザ患者数の試算＞

区分	愛川町		神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約4千300人～ 約8千300人		約92万人～ 約177万人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約170人	～約660人	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	～約55人	～約210人	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

＜注1＞神奈川県の人口を約900万人、愛川町の人口を約4万2千人として、国や県の行動計画の被害想定を参考に推計した。

＜注2＞この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困

難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）に最盛期を作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ 最盛期（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進するが、その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

<国が担う主な項目>

- ・ 基本的対処方針の作成
- ・ 海外発生時の水際対策

- ・緊急事態宣言に係る公示
- ・ワクチン及び抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・特定接種の実施
- ・住民接種の実施の判断
- ・国民生活及び国民経済の安定に関する措置（ワクチン等の緊急物資の運送の要請、医薬品・食品等特定物資の売渡しの要請など）
- ・金銭債務の支払い猶予等に関する措置

（2）県及び市町村の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村の対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。

＜県が担う主な項目＞

- ・まん延防止に関する措置（特定接種・住民接種の実施への協力、不要不急の外出の自粛の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請など）
- ・抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・医療の提供体制の確保に関する措置（医療関係者への医療及び特定接種・住民接種の実施の要請、薬品・医療機器の配送・運送の要請、臨時の医療施設の開設及び開設のための土地の使用など）
- ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置
- ・コールセンターの設置
- ・県民生活及び県民経済の安定に関する措置（ワクチン等緊急物資の運送の要請、医薬品・食品等の売渡し要請、生活関連物資の価格の安定など）
- ・緊急時の埋葬・火葬の実施

イ 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

＜市町村が担う主な項目＞

- ・自らの職員に対する特定接種の実施
- ・住民接種の実施
- ・事業者の登録申請の受付
- ・住民相談窓口の設置
- ・住民生活及び地域経済の安定の確保（生活関連物資の価格の安定、要
援護者への生活支援、遺体の火葬及び遺体安置体制の確保、対策物
資・資材の備蓄、水の安定供給など）
- ・国及び都道府県が実施する措置等への協力

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（5）登録事業者（⇒用語解説 P58）の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（6）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄をするよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の6項目に分けて立案している。

- (1) 実施体制 (2) 情報の収集・提供・共有 (3) 予防・まん延防止
(4) 予防接種 (5) 医療 (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町としては、全庁一丸となって取り組むとともに、国、県、他市町村等と連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「愛川町新型インフルエンザ等対策担当者会議」及び「愛川町新型インフルエンザ等対策会議」を常設し、関係部署が連携・協力して新型インフルエンザ等対策における課題等を検討するなど、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部長が特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、町は、町長を本部長とする

「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置し、政府対策本部の基本的対処方針及び県の対処方針等に基づき必要な措置を講じるとともに、町の対処方針、対策等を決定し、総合的な新型インフルエンザ等対策を実施する。

なお、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が必要であることから、町は行動計画の作成及び発生時の対応に際しては、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

町は、新型インフルエンザ等の発生状況や、町内での患者の発生状況に応じて、関係部署が連携・協力して本町における総合的な新型インフルエンザ等対策を講じるため、次のとおり推進体制を整備する。

ア 本町が設置する会議等

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議（常設）

民生部長を座長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議」を設置し、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

副町長を座長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的かつ具体的な推進のための方策を検討する。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部（新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令時ほか）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき町長を本部長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置し、新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、実施する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

新型インフルエンザ等対策における医療、予防接種等の実施に当たっての課題及び対応を検討するため、厚木医師会に加入する町内の医療機関の医師をもって組織する「愛川町医療機関連絡会」を開催し、医療の提供及び予防接種の実施について協議及び意見交換を行う。

イ 県が設置し、開催する会議等

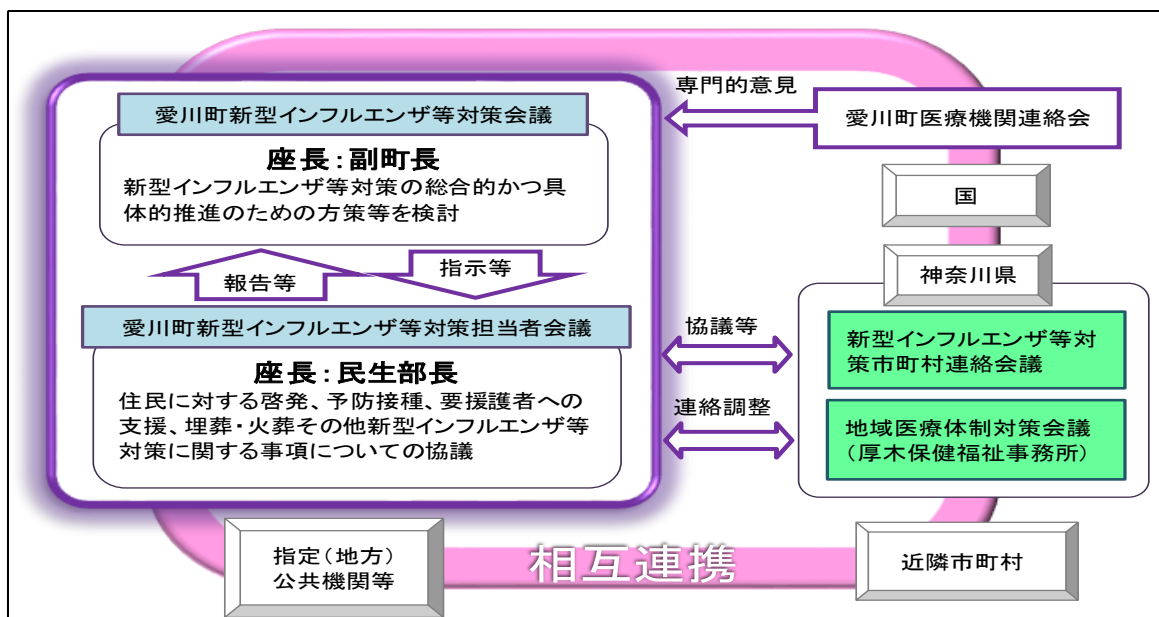
① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医師会・薬剤師会・医療機関・薬局・他市町村等と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

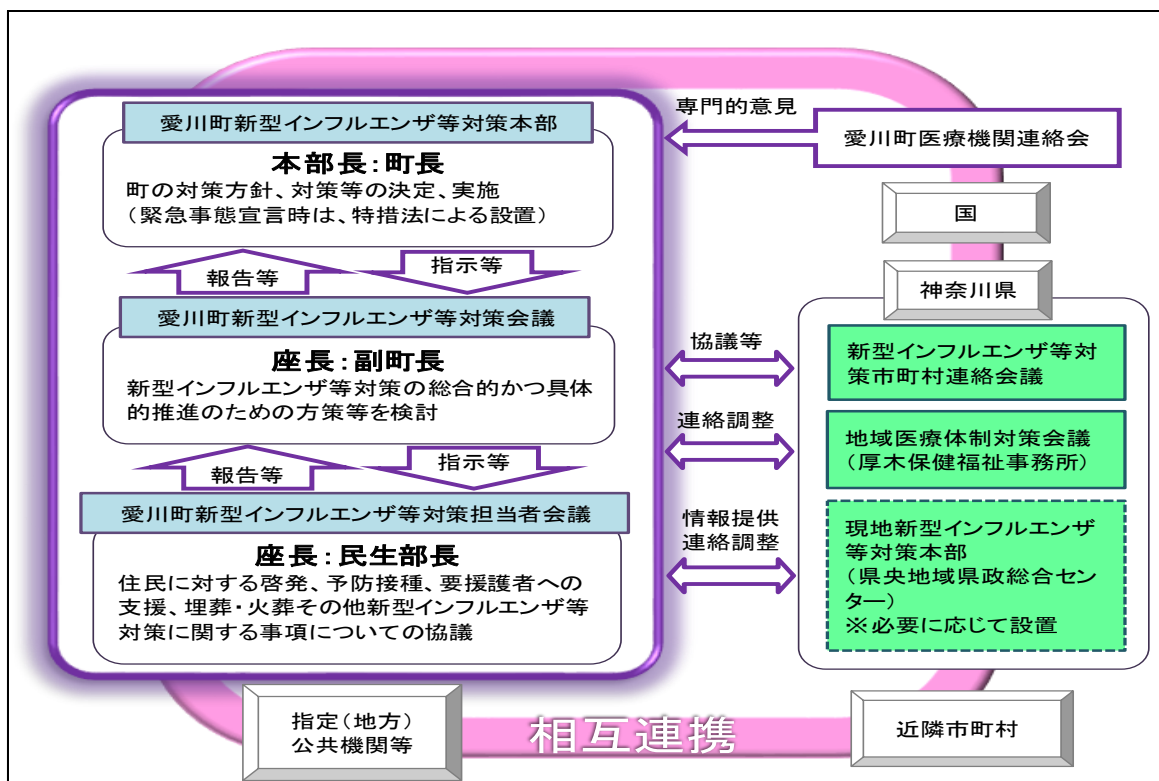
② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

実施体制図（未発生期）



実施体制図（海外発生期以降）



(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、さまざまな情報を国、県及び関係機関等から系統的に収集し、効果的な対策につなげることが重要である。

また、国際機関や国立感染症研究所の発表内容等についても、インターネット等を活用し情報収集を行う。

イ 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人のそれぞれが役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。

また、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報の共有や受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

ウ 情報提供手段の確保等

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であるため、次の点に留意し、できる限り迅速に、受取手に応じた情報提供を行う。

- ・ ホームページ、広報紙等さまざまな媒体を活用
- ・ 町民が理解しやすい内容
- ・ 可能な限り多言語による提供
- ・ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮した手法

エ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報やさまざまな調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉担当部局、教育委員会、学校等が連携して、児童、生徒等に対して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

オ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生

状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定の過程（科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、新聞、テレビ等のマスメディアへの情報提供に当たっては、風評被害のおそれや個人情報・法人情報の保護に十分配慮して伝えることが重要であり、万一、誤った情報や風評被害につながるような情報が出た場合は、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

カ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、情報発信・情報収集担当者が適時適切に情報を提供する。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行の最盛期をできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行の最盛期の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止策

① 個人における対策

町内における発生初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県は、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者（⇒用語解説 P58）に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法に基づく措置や、新型インフルエンザ等の緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うことから、町はこれに対し、適宜協力する。

② 地域・職場における対策

国内発生の初期段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底などの季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア 特定接種及び特定接種の接種体制

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われるワクチンの予防接種をいう。

町は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理する等、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、あらかじめ接種対象者、接種順位等を定める。

特定接種の実施に当たっては、原則として集団的接種により実施することから、町は、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る。

■政府行動計画が示す特定接種の基本的な考え方

特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特性接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

これを踏まえ、特定接種を実施するに当たっては、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

イ 住民接種及び住民接種の接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言が行われている場合には、柔軟な対応が必要となるこ

とから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとなる。

住民接種は、町が実施主体となり、町内に居住する者に対し、原則として集団的接種により実施することとなるため、町は国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

■政府行動計画が示す住民接種の基本的な考え方

住民接種の接種対象者は、以下の4群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者
 - ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者など、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者（65歳以上の者）

緊急事態宣言が行われている場合には、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報（成人・若年者に重症者が多いタイプであるか、高齢者に重症者が多いタイプであるかなど）や、国民生活・国民経済に及ぼす長期的な影響等を考慮し、接種順位を決定する。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、在宅で療養する患者も多くなることが予想される。

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効であることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等の感染症指定医療機関等（⇒用語解説 P55）への入院措置が行われる。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、県内に設置された「帰国者・接触者外来（⇒用語解説 P56）」で診療が行われる。

町は、県が設置する「帰国者・接触者相談センター（⇒用語解説 P56）」について、積極的な情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者の診察ができるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保が図られる。

ウ 医療関係者に対する要請等、補償

県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請することができる（特措法第31条）。また、県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第62条第2項）とともに、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し補償をする（特措法第63条）。

（6）町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、流行が約8週間程度続くといわれている。また、本人や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめることができるよう、特措法に基づき事前に準備を行い、

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、国及び県と連携して働きかけていくことが重要である。

特に、本町は、県内でも有数の飼養羽数を持つ養鶏施設が所在することから、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策についても、事業所及び関係団体等と綿密に連携を図るなど、日ごろから十分な備えを行うとともに、町民に対し、安全・安心に対する取組を積極的に情報提供することが重要である。

7 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた知見を基に、随時適切に町行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

町行動計画を実効性あるものとするためには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があることから、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を町行動計画に反映させる。

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を経て小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して五つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

しかし、地域での発生状況はさまざまであり、その状況に応じ、特に都道府県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、神奈川県では、発生段階を六つに分類し、その移行については、県対策本部が決定することとされている。

本町においても、県行動計画に合わせて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期の六つに分類し、段階に応じた対策を実施するものとする。

＜発生段階における状態と国・県・町各行動計画の対応表＞

町内の状態	県内の状態	国の状態
<p>＜未発生期＞ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>		
<p>＜海外発生期＞ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>		
<p>＜県内未発生期＞ 県内では新型インフルエンザ等が発生していないが、本県以外の都道府県で発生している状態</p>		<p>＜国内発生早期＞ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査（⇒用語解説 P57）で追える状態</p> <p>＜国内感染期＞ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった状態</p> <p style="text-align: center;">↓ 感染拡大 ↓ まん延 ↓ 患者の減少</p>
<p>＜県内発生早期＞ 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査で追える状態</p>		
<p>＜県内感染期＞ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった状態</p> <p style="text-align: center;">↓ 感染拡大 ↓ まん延 ↓ 患者の減少</p>		
<p>＜小康期＞ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>		

※発生の態様はさまざまであることから、各段階の期間が極めて短期間となる可能性もある。また、緊急事態宣言が行われた場合には、町内未発生であっても町内感染期の対策を実施する場合があるなど、対策内容も変化することに留意が必要である。

第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、必要に応じて、対応マニュアル等に定めることとする。

1 未発生期
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況
<p>【目的】 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画等の作成 <国保医療課>

町は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や対応マニュアル、業務継続計画等を作成し、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び関係機関の連携強化 <国保医療課、関係課>

町は、取組体制を整備・強化するために、愛川町新型インフルエンザ等対策会議などの枠組みを通じて、初動体制の確立や発生時に備えた対

策の検証・確認等を進める。

ウ 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進のための方策の検討を行う。

③ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、町行動計画の作成及び見直し、新型インフルエンザ等対策における医療の提供及び予防接種等の実施について協議及び意見交換を行う。

エ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医療関係者及び他市町村等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

オ 訓練の実施 <国保医療課、消防防災課、関係課>

町は、町行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施する。

訓練の実施に際しては、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集 <国保医療課>

町は、国、県及び関係機関から、新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供 <国保医療課、子育て支援課、教育総務課、農政課、関係課>

町は、次の情報について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。特に、保育所、学校及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、日ごろから児童・生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策
- ③ 鳥インフルエンザの情報

ウ 情報共有 <国保医療課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を構築し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口等の設置準備 <国保医療課、健康推進課、関係課>

新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じて提供する情報の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。また、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口等の設置準備を進める。

(3) 予防・まん延防止 <国保医療課、健康推進課、関係課>

① 個人における対策の普及

- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用・咳エチケット等といった基本的対策について理解促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する「不要不急の外出の自粛要請」についての周知を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、県が実施する職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、県が実施する施設の使用制限の要請等の対策についての周知の準備に協力する。

③ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する積極的疫学調査等について、国や県等との連携を強化する。

(4) 予防接種

ア 特定接種 <総務課、国保医療課、関係課>

① 基準に該当する登録事業者の登録

- ・町は、国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領に基づき、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。
- ・町は、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きに、適宜、協力する。

② 接種体制の構築

町は、国の要請に基づき、特定接種の対象者に対し、集団的接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

イ 住民接種 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、町内に居住する全住民を対象として、原則として集団的接種により実施する。

① 住民接種体制の構築

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、全住民が速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。

住民接種の円滑な実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

② 住民接種の準備

町は、速やかに接種することができるよう、厚木医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(5) 医療 <国保医療課、関係課>

県が設置する、原則として二次医療圏の圏域を単位とし、保健福祉事務所または保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に即した医療体制の整備への協力を行う。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援 <福祉支援課、高齢介護課、関係課>

町は、県の要請に基づき、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともに、その具体的手続きを決める。

イ 火葬能力等の把握 <住民課、関係課>

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、県の調査に協力する。

ウ 対策物品の備蓄等 <国保医療課、関係課>

町は、個人防護具（⇒用語解説 P56）等の、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資・資材の備蓄や、施設・設備を整備する。

2 海外発生期
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ・町民生活及び地域経済の安定のための準備、特定接種及び予防接種体制の確立等、県内・町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

町は、発生状況等の把握や県の対応等について確認するとともに、取組体制を整備・強化するために、愛川町新型インフルエンザ等対策会議等の枠組みを通じて、町内発生に備えた対策の検討を行う。

ア 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当者会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町内発生に備え、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

国において政府の初動対処方針について協議・決定がされた場合または県が神奈川県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、町は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策会議を開催し、町の対策

の検討を行う。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（任意の設置）

町は、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置し、町長が必要と判断したときは、町長を本部長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、会議により新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を実施する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療の提供及び予防接種等の実施について協議及び意見交換を行う。

イ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医療関係者及び他市町村等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集 <国保医療課>

町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、県からの情報提供や、国際機関、国、国立感染症研究所等の発表を注視し、情報収集を行う。

イ 情報提供 <国保医療課、子育て支援課、教育総務課、関係課>

- ・町は、町民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、町ホームページを中心とした媒体により、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民等との情報共有に努める。

- ・町は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり、患者となったりした場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <国保医療課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口等の設置 <健康推進課、関係課>

町は、必要に応じて相談窓口等を設置する。また、県が設置するコールセンター等の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、関係課>

- ・町は、国及び県から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・町は、町民等、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の、基本的な感染対策の普及を図る。
- ・学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

(4) 予防接種

ア 特定接種 <総務課、国保医療課、関係課>

- ① 国が基本的対処方針に基づき決定した、特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、国及び県から情報収集を行う。
- ② 町は、国と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種の準備 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施準備を行う。

ウ 情報提供 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、県と連携し、特定接種及び住民接種の意義、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等の具体的な情報について、積極的な情報提供を行う。

(5) 医療 <国保医療課、関係課>

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者でインフルエンザ様症状を有するものは同センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置体制の確認 <住民課、管財契約課、関係課>

- ① 町は、多数遺体発生時には、県と連携し、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう関係機関との連絡・協力体制を確認する。
- ② 町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起きた場合に備え、一時的遺体安置所として使用する場所の確保ができるよう準備するとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋の準備を行う。

イ 対策物品の備蓄 <国保医療課、関係課>

町は、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備する。

3 県内未発生期
【状態】 県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
【目的】 県内・町内発生に備えた体制の整備を行う。
【対策の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生・町内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・ 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。 ・ 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言がされた場合は県内・町内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制

町は、海外発生期に引き続き、発生状況等の把握や県の対応等について確認するとともに、取組体制を整備・強化するために、愛川町新型インフルエンザ等対策会議等の枠組みを通じて、町内発生に備えた対策の検討を行う。

ア 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町内発生に備え、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町の総合的かつ具体的な新型インフルエンザ等対策の検討を行う。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（任意の設置）

町は、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置し、町長が必要と判断したときは、町長を本部長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、会議により新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を実施する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療の提供及び予防接種等の実施について協議及び意見交換を行う。

※緊急事態宣言がされた場合の措置

⑤ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（特措法に基づく設置）

町は、緊急事態宣言がされた場合、特措法第34条による町対策本部を直ちに設置し、新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

【緊急事態宣言】

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会の混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言では、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。

期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。

区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流 基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

特措法第32条◆緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が、世界のいずれかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点では、ある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由ある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

イ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医療関係者及び他市町村等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集 <国保医療課>

町は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、県からの情報提供や、国際機関、国、国立感染症研究所等の発表を注視し、情報収集を行う。

イ 情報提供 <国保医療課、子育て支援課、教育総務課、関係課>

- ・町は、町民等に対して、国内の発生状況、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町ホームページを中心とした媒体により、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民等との情報共有に努める。
- ・町は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり、患者となったりした場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <国保医療課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口等の体制充実・強化 <健康推進課、関係課>

町は、国から配布されるQ&Aの改訂版等を活用し、相談窓口での適切な情報提供ができるよう、体制の充実・強化を図る。また、県が設置

するコールセンター等の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、教育総務課、関係課>

県内未発生であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行の最盛期を遅らせることが重要であることから、必要に応じて県が実施する次の要請や勧奨について、町民への周知等の協力をする。

- ① 町民等、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ② 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請
- ③ 学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策実施の要請
- ⑤ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請

イ 学校等でのまん延防止対策 <教育総務課、子育て支援課>

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を実施する。

ウ 県が実施する措置への協力 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、関係課>

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県は上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。町は県に協力するとともに、町民に対し周知する。

- ① 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ② 県は、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ③ 県は、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

（4）予防接種

ア 特定接種 <総務課、国保医療課、関係課>

町は、国と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種の実施 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、海外発生期の対策を継続し、住民接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に関する情報収集及び実施準備を行う。

- ① 町は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、病原性の情報（重症化しやすい者等）を踏まえ、町民への接種に関する情報提供を行う。
- ② パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始する。
- ③ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康プラザ・公民館・学校などの公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 住民接種の広報・相談 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町民の間では、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっており、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給量は限られる。また、臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、町は、接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュール、接種の場所・方法、相談窓口などについてわかりやすく周知を行うとともに、町民からの基本的な相談に応じる。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を実施する。

エ 住民接種 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

(5) 医療 <国保医療課、関係課>

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者でインフルエンザ様症状を有するものは同センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ <住民課、商工観光課、関係課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに対し、適宜協力する。

イ 遺体の火葬・安置体制の強化 <住民課、管財契約課、関係課>

町は、円滑な火葬が実施できるよう準備を進める。また、火葬能力を超えた場合に備え、臨時遺体安置所を確保する。

ウ 対策物品の備蓄 <国保医療課、関係課>

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を実施する。

エ 生活関連物資等の価格の安定等 <住民課、商工観光課>

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者・団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

オ 水の安定供給 <水道事業所>

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

4 県内発生早期
<p>【状態】 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内発生に備えた体制の整備を行う。 ・町内発生後は、感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内発生に備え、県内未発生期の対策を継続する。 ・県が実施する対策に協力するとともに、発生した市町村の状況に応じて、本町の実施すべき対策の判断を行う。 ・医療体制や感染対策について周知し、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・患者数が増加した場合は、国内の発生状況と県の対策を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行を検討する。

(1) 実施体制

町は、県内未発生期に引き続き、発生状況等の把握や県の対応等について確認するとともに、取組体制を整備・強化するために、愛川町新型インフルエンザ等対策会議等の枠組みを通じて、町内発生に備えた対策の検討を行う。

ア 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町内発生に備え、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町の総合的かつ具体的な新型インフルエンザ等対策の検討を行う。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（任意の設置）

町は、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置し、町長が必要と判断したときは、町長を本部長とする「愛川町新型インフルエ

ンザ等対策本部」を設置し、会議により新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を実施する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療の提供及び予防接種等の実施について協議及び意見交換を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

- ⑤ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（特措法に基づく設置） <国保医療課>
県内未発生期の記載を参照

イ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医療関係者及び他市町村等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集 <国保医療課>

町は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、県からの情報提供や、国際機関、国、国立感染症研究所等の発表を注視し、情報収集を行う。

イ 情報提供 <国保医療課、子育て支援課、教育総務課、関係課>

- ・町は、町民等に対して、県内での発生状況、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町ホームページを中心とした媒体により、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民等との情報共有に努める。

- ・町は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり、患者となったりした場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <国保医療課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口等の体制充実・強化 <健康推進課、関係課>

町は、状況の変化や県の要請に応じて、Q&Aの配布や相談窓口の体制の充実・強化を図る。

また、県が設置するコールセンター等の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、教育総務課、関係課>

町は、県が実施する次の要請や勧奨について協力するとともに、町民に対し周知する。

- ① 町民等、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ② 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請
- ③ 必要に応じて、学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策実施の要請
- ⑤ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請

イ 学校等でのまん延防止対策 <教育総務課、子育て支援課>

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ 県が実施する措置への協力 <国保医療課、関係課>

県内未発生期の記載を参照

(4) 予防接種

ア 特定接種 <総務課、国保医療課、関係課>

町は、海外発生期または県内未発生期の対策を継続し、特定接種を進める。

イ 住民接種 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、引き続き、住民接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に関する情報収集及び実施準備を行う。

① 町は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、病原性の情報（重症化しやすい者等）を踏まえ、町民への接種に関する情報提供を行う。

② パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始する。

③ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康プラザ・公民館・学校などの公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 住民接種の広報・相談 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町民の間では、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっており、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給量は限られる。また、臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、町は、接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュール、接種の場所・方法、相談窓口などについてわかりやすく周知を行うとともに、町民からの基本的な相談に応じる。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

エ 住民接種 <健康推進課、国保医療課、関係課>

県内未発生期の記載を参照

(5) 医療 <国保医療課、関係課>

ア 帰国者・接触者相談センターの周知 <国保医療課、関係課>

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者でインフルエンザ様症状を有するものは同センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 <国保医療課、関係課>

町は、県が国と連携し、医療機関の協力を得て、医療従事者または救

急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者に対して、必要に応じて行う抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ <住民課、商工観光課、関係課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないように要請することに、適宜協力する。

イ 臨時遺体安置所の確保 <管財契約課、関係課>

町は、火葬能力を超えた場合に備え、臨時遺体安置所を確保する。

ウ 対策物品の備蓄 <国保医療課、関係課>

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

エ 生活関連物資等の価格の安定等 <住民課、商工観光課>

県内未発生期の記載を参照

オ 水の安定供給 <水道事業所>

県内未発生期の記載を参照

5 県内感染期（感染拡大～まん延～減少）
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
<p>【対策の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 ・町内の発生状況等を踏まえ、本町の実施すべき対策の判断を行う。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行う。

（1）実施体制

県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更し、公示したとき、県対策本部は、県が感染期に入ったことを宣言し、県の対処方針や対策等を決定する。

町は、国及び県の対処方針等に基づき、実施体制を強化する。

ア 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当者会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町内発生に備え、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、町の総合的かつ具体的な新型インフルエンザ等対策の検討を行う。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（任意の設置）

町は、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置し、町長が必要と判断したときは、町長を本部長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、会議により新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策等を決定し、関係部署間の連携を強化し、全庁一体となった対策を実施する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療の提供及び予防接種等の実施について協議及び意見交換を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

⑤ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の設置（特措法に基づく設置） <国保医療課>

県内未発生期の記載を参照

イ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の医療関係者及び他市町村等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備について検討を行う。

② 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

新型インフルエンザ等対策における県及び他市町村との連携体制を強化するため、県が設置する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の収集・提供・共有、住民に対する啓発、予防接種、要援護者への支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ 他の地方公共団体による代行、応援等 <総務課、関係課>

町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。

(2) 情報の収集・提供・共有

ア 情報収集 <国保医療課>

町は、引き続き、県からの情報提供や、国際機関、国、国立感染症研

究所等の発表を注視し、新型インフルエンザ等の発生状況や抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンに関する情報収集を行う。

イ 情報提供 <国保医療課、子育て支援課、教育総務課、関係課>

- ・町は、引き続き、町民等に対して、国内外の発生状況、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町ホームページを中心とした媒体により、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民等との情報共有に努める。
- ・町は、引き続き、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われたり、患者となったりした場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 情報共有 <国保医療課、関係課>

町は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を強化し、必要な情報を共有する。

エ 相談窓口等の体制充実・強化 <健康推進課、関係課>

町は、状況の変化や県の要請に応じて、Q&Aの配布や相談窓口の体制の充実・強化を図る。

また、県が設置するコールセンター等の周知を図る。

(3) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止対策 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、教育総務課、関係課>

町は、県が実施する次の要請や勧奨について協力するとともに、町民等に対し周知する。

- ① 町民等、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ② 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請

- ③ 必要に応じて、学校の設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請
 - ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策実施の要請
 - ⑤ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請
- イ 学校等でのまん延防止対策 <教育総務課、子育て支援課>
学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努める。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

ウ 県が実施する措置への協力 <国保医療課、福祉支援課、子育て支援課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、関係課>

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県が講じる次の措置に協力する。

- ① 県は、住民に対し、期間と区域を定めて生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ② 県は、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ③ 県は、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め行う感染対策の徹底の要請を行う。

(4) 予防接種

ア 住民接種 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、引き続き、住民接種を進める。また、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

- ① 町は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、病原性の情報（重症化しやすい者等）を踏まえ、町民への接種に関する情報提供を行う。
- ② パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始する。

- ③ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康プラザ・公民館・学校などの公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により、接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

イ 住民接種の広報・相談 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町民の間では、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっており、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給量は限られる。また、臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、町は、接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュール、接種の場所・方法、相談窓口などについてわかりやすく周知を行うとともに、町民からの基本的な相談に応じる。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ 住民接種 <健康推進課>

町は、必要に応じて特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

ア 在宅で療養する患者への支援 <国保医療課、健康推進課、消防防災課、関係課>

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問診療、訪問看護、医療機関への移送等)を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。

イ 臨時の医療施設等 <管財契約課、関係課>

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置するが、県知事が必要と認めるときは、町も臨時の医療施設を設置する。

臨時の医療施設は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 町民・事業者への呼びかけ <住民課、商工観光課、関係課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに、適宜協力する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を実施する。

イ サービス水準に係る町民への呼びかけ <住民課、商工観光課>

県が、事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけた場合には、町は必要に応じて町民に同様の呼びかけを行う。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等 <住民課、商工観光課>

県内未発生期の記載を参照

エ 水の安定供給 <水道事業所>

県内未発生期の記載を参照

オ 要援護者への生活支援 <福祉支援課、高齢介護課、関係課>

町は、県の要請に応じて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

カ 遺体の火葬強化及び臨時遺体安置所の確保 <住民課、管財契約課、関係課>

- ・町は、県の要請に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・広域火葬の実施が必要となった場合、町は、県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づき、県、他市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと、広域火葬の実施に協力する。

6 小康期
【状態】 新型インフルエンザ等の大流行はいったん終息し、患者の発生が減少して低い水準でとどまっている状態
【目的】 町民生活及び地域経済の回復を図り、第二波の流行に備える。
【対策の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 町民に対し、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、情報を提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 本町が設置する会議等 <国保医療課、関係課>

① 愛川町新型インフルエンザ等対策担当国会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、流行の第二波に備えるための協議を行う。

② 愛川町新型インフルエンザ等対策会議（常設）

必要に応じて会議を開催し、流行の第二波に備えるため、全庁一体となった対策を推進する。

③ 愛川町新型インフルエンザ等対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、町対策本部を廃止する。

④ 愛川町医療機関連絡会（常設）

必要に応じて会議を開催し、流行の第二波に備えた協議及び意見交換を行う。

イ 県が設置し、開催する会議等 <国保医療課、関係課>

① 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

町は、必要に応じて県が設置する「新型インフルエンザ等市町村連絡会議」に参加し、第二波の流行の備え、連携を強化する対策について情報交換等を行う。

ウ 対策の評価・見直し <国保医療課>

町は、これまでの各段階における対策について評価を行い、必要に応じて町行動計画、対応マニュアル等の見直しを行う。この場合、必要に応じて感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聴く。

【国の基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言】**(1) 基本的対処方針の変更**

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置等に係る小康期の対処方針を公示する。

(2) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。)

(3) 政府対策本部の廃止

国は、次のいずれかの場合において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

- ・新型インフルエンザ等に罹患した場合の症状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の養生の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき。
- ・感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき。
- ・感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたとき。

(2) 情報の収集・提供・共有**ア 情報収集 <国保医療課>**

町は、流行の第二波に備え、引き続き、県からの情報提供や、国際機関、国、国立感染症研究所等の発表を注視し、新型インフルエンザ等の発生状況や抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンに関する情報収集を行う。

イ 情報提供 <国保医療課>

町は、引き続き、町民等に対して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、情報提供する。

ウ 情報共有 <国保医療課>

町は、流行の第二波に備え、県及び関係機関等との双方向の情報共有の体制を維持する。

エ 相談窓口等の縮小 <健康推進課>

町は、県の要請に応じ、状況を勘案しながら相談窓口体制を縮小する。また、県が設置するコールセンター等の縮小について周知を図る。

(3) 予防・まん延防止 <国保医療課、教育総務課、関係課>

町は、流行の第二波に備え、町民等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の、基本的な感染対策の普及を図る。

学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱・咳等の症状のある者の早期発見に努めるなど、流行の第二波に備える。

(4) 予防接種**ア 住民接種** <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 住民接種の広報・相談 <健康推進課、国保医療課、関係課>

町は、接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュール、接種の場所・方法、相談窓口などについてわかりやすく周知を行うとともに、町民からの基本的な相談に応じる。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ 住民接種 <健康推進課>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 対策の縮小・中止 <国保医療課、関係課>

町は、町内の状況等を踏まえ、県内感染期に講じた対策を適宜縮小・中止する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保**ア 町民・事業者への呼びかけ** <住民課、商工観光課、関係課>

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請することに、適宜協力する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

イ 緊急事態措置の縮小・中止 <国保医療課、関係課>

町は、国及び県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

■各段階における町の推進体制及び主な対応一覧

段階	対策の目的	推進体制	主な対応
1 未発生期	発生に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・医療機関連絡会 ○県、他市町村及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・町行動計画等の作成及び見直し ・行動計画に基づく訓練の実施 ・業務継続計画の作成 ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の設置準備 ・基本的な感染対策（手洗い・うがい等）の普及、地域対策・職場対策の周知 ・特定接種の実施準備 ・住民接種の実施準備 ・要援護者への生活支援策の検討 ・火葬能力及び臨時遺体安置所の把握・検討 ・対策物品の備蓄
2 海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○県内発生の遅延・早期発見 ○県内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・新型インフルエンザ等対策本部（任意設置） ・医療機関連絡会 ○県、他市町村及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の設置 ・基本的な感染対策（手洗い・うがい等）の実施 ・特定接種の実施 ・住民接種の準備 ・帰国者・接触者センターの周知 ・遺体の火葬・安置体制の確認 ・対策物品の備蓄
3 県内未発生期	県内・町内発生に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・医療機関連絡会 ・新型インフルエンザ等対策本部（任意設置） ※緊急事態宣言時 ・新型インフルエンザ等対策本部（法定設置） ○県、他市町村及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の体制充実・強化 ・基本的な感染対策（手洗い・うがい等）の実践促進 ・特定接種の実施 ・住民接種の実施 ・帰国者・接触者外来の周知 ・地域経済安定のための呼びかけ ・遺体の火葬・安置体制の強化 ・対策物品の備蓄 ※緊急事態宣言時 ・生活物資の価格の安定等 ・水の安定供給

第3章 各段階における対策
段階別推進体制・主な対応

段階	対策の目的	推進体制	主な対応
4 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ○町内発生に備えた体制整備 ○発生後は、感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・新型インフルエンザ等対策本部（任意設置） ・医療機関連絡会 ※緊急事態宣言時 ・新型インフルエンザ等対策本部（法定設置） ○県、他市町村及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の体制充実・強化 ・基本的な感染対策（手洗い・うがい等）の実践促進 ・特定接種の実施 ・住民接種の実施 ・帰国者・接触者外来の周知 ・抗ウイルス薬の予防投与 ・地域経済安定のための呼びかけ ・臨時遺体安置所の確保 ・対策物品の備蓄 ※緊急事態宣言時 ・生活物資の価格の安定等 ・水の安定供給
5 県内感染期 （感染拡大～まん延～減少）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康被害、町民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・医療機関連絡会 ※緊急事態宣言時 ・新型インフルエンザ等対策本部（法定設置） ○県、他市町村及び関係機関との連携 ○他の地方公共団体による代行、応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の体制充実・強化 ・基本的な感染対策（手洗い・うがい等）の実践促進 ・住民接種の実施 ・在宅療養患者への支援 ・地域経済安定のための呼びかけ ・対策物品の備蓄 ※緊急事態宣言時 ・臨時の医療施設の設置 ・サービス水準に係る呼びかけ ・生活物資の価格の安定等 ・水の安定供給 ・要援護者への生活支援 ・遺体の火葬強化及び臨時遺体安置所の確保
6 小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○町民生活及び地域経済の回復 ○第二波の流行への備え 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、次の会議の開催 ・新型インフルエンザ等対策担当者会議 ・新型インフルエンザ等対策会議 ・医療機関連絡会 ※緊急事態解除宣言時 ・新型インフルエンザ等対策本部廃止 ○県、他市町村及び関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価・見直し ・情報収集・提供・共有 ・相談窓口の体制縮小 ・基本的な感染対策の普及 ・住民接種の実施 ・県内感染期に講じた対策の縮小・中止 ・地域経済安定のための呼びかけ ※緊急事態宣言時 ・緊急事態措置の縮小・中止

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも、鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染した例は海外では多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

(1) 体制の強化

町は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、副町長を本部長とする新型インフルエンザ等対策会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。＜国保医療課、農政課＞

(2) 家きん（⇒用語解説 P55）等への防疫体制

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「愛川町高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に基づき対応する。

＜農政課、関係課＞

2 情報収集

町は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。＜農政課、環境課、国保医療課＞

3 情報提供・共有

町は、県内・町内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、町民に対し、積極的な情報提供を行う。＜農政課、環境課、国保医療課＞

4 予防・まん延防止

町は、県が行う調査及び対策等について、必要に応じて協力する。

＜農政課、環境課、国保医療課、関係課＞

1 用語の解説

※アイウエオ順

■インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖たんぱくの抗原性の違いにより亜型に分類される。

いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。

■家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

■感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院
- 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

■感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

■帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

■帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

■抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

■個人防護具

飛沫などにさらされるリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（検査、診察、調査、外科的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

■再興型インフルエンザ

かつて世界規模で流行したインフルエンザ（いわゆる「スペイン風邪」等）で、その後流行することなく長期間が経過しているため、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な被害を及ぼすおそれがあるもの。

■指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外で、あらかじめ都道府県知事が指定するもの。

指定（地方）公共機関には、新型インフルエンザ等の対策に備えた業務計画の作成・報告・公表、必要物資・設備等の整備等の義務があり、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務についての対策実施及び実施にあたっての国等との連携・協力が求められる。

■死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数をいう。

■新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする、人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

■新型インフルエンザ（A／H1N1）

平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され、世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年（2011年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

■新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

■積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

■致命率

流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

■鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

さらに、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

■登録事業者

新型インフルエンザ等発生時に、医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。特定接種の対象となる。

■濃厚接触者

確定患者、疑似症患者が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

確定患者、疑似症患者と同一住所に居住する者

イ 医療関係者等

個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、確定患者、疑似症患者の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

ウ 汚染物質への接触者

確定患者、疑似症患者由来の血液、体液、痰などの分泌物（汗を除く。）などに、必要な感染予防策なしで接触した者等

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（確定患者、疑似症患者）と接触があった者

■発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスにさらされるリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

■パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

■病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

■ワクチン

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階において新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンで、現在、我が国では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

2 神奈川県内の感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関

病院名	所在地	感染症 病床数	電話番号	備 考
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷 区岡沢町56	2床	045-331- 1961	救急救命センター (H22.4.1) 救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院

※感染症病床⇒用語解説P55

(2) 第二種感染症指定医療機関

病院名	所在地	感染症 病床数	電話番号	備 考
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷 区岡沢町56	24床	045-331- 1961	救急救命センター (H22.4.1) 救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区 新川通12-1	12床	044-233- 5521	救命救急センター (H18.4.1) 救急病院(H23.2.1)
平塚市民病院	平塚市南原1- 19-1	6床	0463-32- 0015	救急病院(H23.2.1)
地方独立行政法人 神奈川県立病院機 構神奈川県立足柄 上病院	足柄上郡松田町 松田惣領866-1	6床	0465-83- 0351	救急病院(H23.2.1)
横須賀市立市民病 院	横須賀市長坂 1-3-2	6床	046-856- 3136	救急病院(H23.2.22) 地域医療支援病院
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6 -1	6床	0466-25- 3111	救急救命センター (H18.12.8) 救急病院(H21.12.8) 地域医療支援病院
厚木市立病院	厚木市水引1- 16-36	6床 ※	046-221- 1570	救急病院(H24.4.30)
神奈川県厚生農業 協同組合連合会 相模原協同病院	相模原市緑区 橋本2-8-18	6床	042-772- 4291	救急病院(H23.2.1) 地域医療支援病院
合 計		72床		

※厚木市立病院は、改修工事のため1床で運用中（平成26年8月8日現在）

3 県衛生研究所、厚木保健福祉事務所

施設名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内人口 ※
衛生研究所	茅ヶ崎市下町 屋1-3-1	0467 - 83 - 4400	—	—
厚木保健福祉事務所	厚木市水引2 -3-1	046 - 224 - 1111	厚木市 海老名市 座間市 愛甲郡（愛川町、 清川村）	528,069人

※所管区域内人口は、「神奈川県的人口と世帯（平成25年1月1日現在）」（統計センター）による。

4 特定接種の対象となり得る地方公務員

区分1 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
 (=新型インフルエンザ等の発生により生じる又は増加する職務)

特定接種の対象となる職務	愛川町における職種	担当部署
町対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	町対策本部員	—
町対策本部の事務	町対策本部事務局職員	国保医療課
住民への予防接種	町保健師	健康推進課
新型インフルエンザ等対策に必要な町の予算の議決、議会への報告	町議会議員	議会事務局
地方議会の運営	町議会関係職員	議会事務局

区分2 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	愛川町における職種	担当部署
救急、消火、救助等	消防職員、消防団員	消防防災課

区分3 民間の登録事業者と同様の業務

特定接種の対象となる職務	愛川町における職種	担当部署
火葬・墓地管理業	火葬場に従事する職員	住民課
上水道業	町営水道に従事する職員	水道事業所

※新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示された、基本的な考え方にに基づき本町に関する部分を整理したもの。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて決定される。



神奈川県愛甲郡愛川町
民生部国保医療課

〒243-0392 愛川町角田251-1

電話 046-285-2111